

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（48項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	○a・b・c
理念・基本方針は明文化され、保育園内の随所に掲示されています。パンフレットやしおり、職員の名札など多様な方法で保護者、職員にも周知されています。	

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対処している。	
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	○a・b・c
園長が制度面のことと保育の内容について、職員の役職に応じて伝えていく関係で、知っている職員とそうでない職員の意識差が現れています。認定子ども園への移行についても検討されています。今回の自己評価を機に情報の共有が進んだとのこと、今後に期待します。	
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	○a・b・c
保育園では、保護者の就労時間が足りなくなると退園を余儀なくされるという現実を踏まえて、認定子ども園への移行について検討されています。	

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	○a・b・c
法人としての経営課題についてSWOT分析を行い、「環境特性分析と経営課題の明確化」を3～5年を目途に策定されています。	
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a ○b・c
中・長期計画「環境特性分析と経営課題の明確化」の開始年度が平成28年度であり、平成28年度事業計画については、踏まえられている内容は多くありません。中長期計画の内容を踏まえた項目建てをするなど、体系化が期待されます。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
年間の保育課程および実践保育計画は各クラスのリーダーの合議により年度末に策定しています。事業計画は各園の園長と理事長の合議で策定されています。	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
保育課程と実践保育計画について、4月には職員・保護者へ配布しています。配慮が必要な家庭には連絡帳にてわかりやすく内容を周知しています。	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
グロウイングアップストーリーの実践、「明日のより良い保育のために」を踏まえて、週案会議で共有して保育に活かしています。過去にも第三者評価を受審されるなど、評価についての一定の仕組みもできています。	
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・Ⓑ・c
今回の第三者評価の受審を機に、計画的に改善を図るような仕組みづくりを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
園長の役割と責任が明文化され、職員の意見を出しやすくするために参加を控えている週案会議以外の会議には積極的に参加されています。日誌についてもコメントを入れられています。	
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
月1回経営コンサルタントへ相談をされているほか、弁護士、社労士との顧問契約により法令遵守に努めています。法令リストの作成が望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
月案、週案に目を通し、コメントを入れられています。研究組織である新しい保育を想像する研究会（蓮華の会）にも参加され、海外研修に職員を派遣されています。	

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
日常的に現場を回り、保育の状況や個々の職員の現状把握に努められています。人事・労務・財務等はそれぞれ専門家との連携により、経営改善に取り組まれています。	

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
求人募集、施設案内、施設見学等のチラシを作成し、東海3県下エリアの各養成校へ毎年6月から発送を行い、PRに努められています。法人での説明会により、3園の案内をされているほか、県内で行われる就職説明会への参加、職場体験の受入も行っています。単身希望者への住居手当の支給等、手当の充実も図られています。人材確保に関する具体的な計画づくりが求められます。	
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
理念に基づいた保育士としての行動規範が示されており、年度末に園長が全職員との個別面談を通して、到達目標等を口頭で伝えられています。職員の一人ひとりが自らの目標を設定し、振り返りを実施するためにも文書による目標管理が求められます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
全職員の就業状況が把握されています。藤水保育園の嘱託医院でのインフルエンザ予防接種には3,500円を上限とした補助をされています。勤務シフトの細分化により保育の充実に努めています。時間外は最も多い職員で月10時間超となっています。有給休暇もリーダー以上はあまり取得できていませんので、改善が望まれます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
期待する職員像は明確にされています。年度末に園長との面接時に目標設定を行い、研修への派遣等に活かしています。文書による目標管理までは実施されていません。	
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
職員の研修計画が策定され、4月初旬に行われる法人研修会へ参加しているほか、園長が保育現場において個々の職員の研修ニーズを把握し、外部の研修への職員派遣も積極的に実施されています。海外研修も実施されています。	
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
評価分析の基準等はないものの、研修の機会は十分確保されています。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
職員共通のバイブル「根っこ」に実習生受入の意義、基本的な考え方、担当者から受入手順に至るまで、一連の流れが掲載されています。立地の関係もあり、他の園に比べると受入は少なくなっています。希望者は駅まで送迎するなど積極的な受入をされています。	

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
財務諸表は理念や基本方針と併せて、法人ホームページにて公開されています。保護者へは6月の園だよりで閲覧できることを知らせています。現況報告書の情報開示が求められます。	
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
弁護士、社会保険労務士と顧問契約を結んで対応しています。経営コンサルタントへの相談もされています。外部監査は今のところ実施されていません。	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
子どもの散歩等日常の交流はありますが、地域の祭り等はありません。子どもと地域との交流をさらに広げるための取り組みを期待します。	
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
職員のバイブル「根っこ」にボランティア受け入れについてとボランティアカードの記載があり、基本姿勢や受入体制は確立され、主任が受入担当者となっています。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
市の子育て支援課との連携は取れています。社会資源を整理し、関係機関一覧表の作成が望まれます。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
昨年度までは子育て支援センターを実施していましたが、待機児童解消と保育士不足の影響で中止されています。子育て支援センターの復活等、ハード・ソフト両面で機能の還元が望まれます。	
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
地域のニーズに応じて、延長保育が実施されています。子育て支援センターのニーズはありますが、現在は中止されています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	○ a・b・c
<p>子どもの成長にスポットを当て、振り返るとともにこれからの保育に活かしていく「グローイングアップストーリー」の実践をはじめとして、週案会議で共有して子どもを尊重した保育を展開しています。子どもの呼び方も事前に保護者に確認しています。</p>	
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	○ a・b・c
<p>職員のバイブル「根っこ」にプライバシーの尊重と保護が言及されています。着替え場所は本人の意思を尊重していますが、場所の確保に課題があります。しおり（重要事項説明書）で事前に説明していることもあり、書面での同意はとっていません。行事の際のSNSの利用については、十分に注意を喚起しています。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a ○ b・c
<p>しおり（重要事項説明書）に詳細な情報を掲載しています。ホームページも活用しています。見学希望者は積極的に受け入れています。パンフレットの設置場所の拡大が望まれます。</p>	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	○ a・b・c
<p>年度初めにしおり（重要事項説明書）で説明し、配慮が必要な保護者に対してもわかりやすく説明されています。同意については一斉送信メールの運用に限り取られています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	○ a・b・c
<p>各クラスの職員がそれぞれ相談を受け付けています。津市の所定の書類および児童票により適切に運用されています。退園後の相談窓口もしおりに記載されています。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a ○ b・c
<p>アンケートは自由記述方式で実施されています。週案会議で結果を反映したり、クラス便りにてフィードバックしたりされています。評価分析のためにも、アンケートの実施形態についての見直しが望まれます。</p>	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	○ a・b・c
<p>コミュニケーションBoxの設置、苦情解決の仕組みの掲示、相談スペースの確保等適切に実施されています。仕組みについてはしおり（重要事項説明書）でも言及されています。苦情の内容によっては、公表もされています。</p>	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	○ a・b・c
<p>園長への直接の訴えがあるかどうかを懇談会の案内で尋ねられています。親児の会の結成により保護者からの意見・要望も聞けるようにされています。</p>	

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	Ⓐ・b・c
長期化しないよう迅速に対応し、即応できないものについては事前に保護者に伝えられています。結果報告の共有は職員間に留められています。内容によっては個人が特定されない限りにおいて、保護者へも周知されることが望まれます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	Ⓐ・b・c
リスク対応は週案、職員会議録によりされています。不審者情報はペンギンメールで周知されています。遊具の点検は職員が毎朝実施されています。業者によるメンテナンスは年1回実施されており、不審者情報は津市が発信しています。	
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
病後の登園・感染症について、しおりで詳細に案内し、感染症の蔓延について予防に努められています。マニュアルについても必要に応じて見直しをされています。迅速に嘔吐処理ができるよう、対策キットを常備されています。	
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	Ⓐ・b・c
備蓄およびリストは適切に管理されています。危機管理マニュアルを完備し、地震や落雷等へ備えています。避難訓練は様々なことを週案会議で想定し、実施されています。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な方法が確立している。	
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
職員のバイブル「根っこ」に「子どもへのかかわり方」として標準的な保育の方法が記載されており、全職員で共有されています。	
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
必要に応じて「根っこ」の見直しをされています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
新入園児調査票にてアセスメントを実施されています。その内容をもとに「明日のより良い保育のために」という書類を活用し、月案や週案を立案されています。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
月案にて毎月評価・見直しを実施され、次の週案へも反映されています。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
職員共有のPCにて週案等で共有し、出勤時に必ず確認されています。閲覧の確認が取れるような仕組みが必要です。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
職員室および書棚への施錠、個別の保育カルテのみ職員個人のID、パスワードで、それ以外は共通のID、パスワードで管理されています。非常時には入退園管理システムのタブレットおよび重要書類を園長が持ち出す体制を取っています。文書保存規程の確認および緊急時の重要書類の持出しリストの作成が望まれます。	

評価対象Ⅳ 三重県独自基準

Ⅳ-1 地域項目

	第三者評価結果
Ⅳ-1 地域に開かれた施設運営が適切に行われている。	
Ⅳ-1-① 子育て経験者との連携がとれている。	a・b・c
理事会・評議員会で助言をいただいております。民生委員や主任児童委員にも理事・評議員に入っております。地域の高齢者にも園の設立時から好意的に協力していただいておりますが、園からの積極的な取り組みも期待されます。	
Ⅳ-1-② 子供の安全確保について地域との相互協力体制の構築を行っている。	a・b・c
津市の危機管理情報メール発信サービスや防災無線の利用、地元ケーブルテレビの地震予知システム、パトカーの巡回等で安全確保に努めています。地域との関係をさらに強化されることを期待します。	
Ⅳ-1-③ 地域の環境保護に貢献している。	a・b・c
園外での散歩の際に清掃活動を取り入れているほか、園内でのゴミの分別等環境保護に取り組んでいます。	